

長第11060002号
令和元年11月6日

対象事業所等管理者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

令和2年2月29日から令和2年4月29日の間に指定(許可)有効期限を迎える
介護保険事業所及び介護保険施設における更新の申請について(通知)

平素より、県高齢者福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

標記申請に係る手続きについて、令和2年3月31日に指定(許可)有効期間の満了を迎える事業所等が集中することから、下記のと通りの扱いとします。対象事業所等におきましては、下記記載内容をご確認いただき、提出期限までに更新申請書を提出してください。

記

1 対象事業所

令和2年2月29日～令和2年4月29日までの間に指定(許可)有効期限を迎える
県指定(許可)の介護保険事業所及び介護保険施設

2 更新申請書の提出期間

令和元年11月25日(月)～令和2年1月10日(金)

3 提出部数

3部持参(郵送は不可)

4 提出先

対象事業所等の所在地を管轄する各振興局健康福祉部保健福祉課
(串本町及び古座川町内の事業所は、東牟婁振興局健康福祉部串本支所地域福祉課)

<裏面へ続く>

5 提出書類

- ・ 通常の更新申請の手続きのとおりです。（詳細はきのくに介護 de ネットを参照してください。）ただし、本体施設と一体的に運営が行われる併設型又は空床型の（介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護については、本体施設の更新申請書類に資格証及び雇用証明を添付している従業者に関しては、当該書類の添付を省略できます。
- ・ 各提出書類は、令和2年2月1日を基準として記載してください。
- ・ 添付書類中の、介護保険法各号に該当しない旨の誓約書は、更新時点において、各サービスで定められた欠格事由に該当しないことを誓約するものですので、基準日（令和2年2月1日）から申請内容に大きな変更がある場合（人員基準欠如となる場合等）は、提出先（各振興局健康福祉部保健福祉課（串本支所については地域福祉課））の担当者へ速やかに連絡してください。

6 その他

- ・ 更新申請が行われない場合は、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなり、介護保険サービスを提供することができなくなります。
- ・ 休止中の事業所は、休止中のままでは、人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないため、更新を受けることはできません。そのため、原則として、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。
- ・ 地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業並びに和歌山市内に所在する介護保険事業所及び介護保険施設は、所管の市町村の指示に従ってください。
- ・ 平成31年2月19日付け長第02190001号「介護保険法による指定の更新の有効期間の定めに関する弾力的な運用について」において、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスを同一事業所で一体的に行っているが、それぞれの指定の有効期限が異なる場合について、有効期限を早く迎える指定の更新時に併せて、もう一方の指定更新申請を行えることとしています。詳しくは別紙をご覧ください。

和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室
担当：中村
電話：073-441-2527